



「通知カード」と「マイナンバーカード(個人番号カード)」の違いはご存知ですか？

このふたつのカードの違いをマイナちゃんをご説明します。



●通知カードとは

紙製のカードで、マイナンバー(個人番号)をお知らせするものです。券面には「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー」等が記載されています。

ただし、「顔写真」は記載されていないので、本人確認のための身分証明書として利用することはできません。

つまり、マイナンバーの確認をするためだけのカードですから、マイナンバーの確認と同時に本人確認を行う必要がある場合には、別に運転免許証や、旅券(パスポート)等の本人確認書類が必要になります。

通知カードのお届け方法は、郵便による転送不要扱いの簡易書留です。

本町では平成27年11月以降にお届けしました。

また、再交付、出生、海外からの転入等の方のお届けまでにかかる期間は、およそ3週間程度です。ご不在の場合は、「ご不在連絡票」が入りますが、甚目寺郵便局での保管期限を経過した後は住民課にて一定期間保管します。

表



裏



●マイナンバーカード(個人番号カード)とは

ICチップ入りのプラスチック製のカードで、皆さんからの申請により、初回は無料で交付されます。

券面には、ご本人の「顔写真」と、「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー」等が記載されていますので、本人確認のための身分証明書として利用することができます。つまり、このカード1枚で、マイナンバーの確認と同時に公的な身分証明書としても利用できるのです。

そのほか、インターネットを通じて子育てサービスの検索や、確定申告など各種行政手続きのオンライン申請等も可能になります。

受取場所は、住民課窓口です。交付申請からおおよそ1カ月程度で受け取りのための交付通知書(はがき)を転送不要扱いにて郵送しますので、交付通知書(はがき)に記載された必要書類を持参の上、ご本人が受け取りにお越しください。

表



裏



●「通知カード」および「マイナンバーカード」の住民課での保管期間

両カードともに、保管期間は90日間です。保管期間を経過した後は、廃棄処分しますので、できるだけお早めに受け取りにお越しくださいますようお願いいたします。

マイナンバーカードの交付申請は簡単！



申請方法は5通り。

なかでも、スマホや、パソコンからのオンライン申請がおすすめ！特別な費用がかからず、自宅から申請することも可能です。



住民課では、オンライン申請のお手伝いをしています。

お手持ちのスマホを持参していただくか、住民課備え付けのタブレット端末を使って、顔写真を自撮りしてそのままオンライン申請。

だから、「スマホ、パソコン、デジカメの使い方が分からない。持っていない…」そんな方も安心。もちろん無料です。



申請にかかる時間は、1件につき30分程度です。運転免許証等の本人確認書類と、お手持ちのマイナンバーカード交付申請書を持参の上、住民課へお越しください。

●その他ご不明な点についての問合せ先 役場 住民課